

インターンシップ事業 実施要項（連携大学等の学生の場合）

本文は北九州商工会議所が開催するインターンシップ事業に参加する学生在籍学校（以下「甲」という。）および受入企業（以下「乙」という。）の、インターンシップ（キャリア教育等を含む）実施に関する実施要項とする。

1 目的

本事業は甲の学生が体験するインターンシップを甲及び乙が提携・協力して実施することにより、甲の学生に対するキャリア教育支援の一助とすることを目的とする。

2 期間

期間は、インターンシップ実施期間（乙が行う実習の開始日から終了日まで）とする。

3 実習条件等

- (1) 甲は、乙に対し、インターンシップに参加する学生の情報を提供する。
- (2) 学生が、乙の指示に違反する行為があった場合は、直ちに実習を中止する。
- (3) 甲は、学生に対し、自己の安全及び健康管理に留意させるものとする。
- (4) 実習中に事故が発生した場合、乙の故意・過失に基づくものでない限り乙は免責されるものとする。
- (5) 通勤途中の事故、災害については、乙の責に帰さない。
- (6) 通勤に要する費用、食費等については、特段の定めがない限り乙は負担しない。

4 学生の個人情報の取扱い

乙は、個人情報保護法および関係法令を遵守し、取得する学生の個人情報について、インターンシップの実施および運営に必要な範囲でのみ利用するとともに、担当者以外が閲覧することがないように適切に管理・廃棄しなければならない。

5 ハラスメントの防止

乙は、学生が安心してインターンシップに参加できるよう、教育的配慮と良識をもって学生に接するとともに、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、学生が不快または不安を感じる一切のハラスメント行為を行ってはならない。

6 私的連絡の禁止

乙から学生への連絡については、企業が定める方法に限定するとともに、乙は学生に対し、インターンシップの実施に無関係な連絡を行ってはならない。

7 遵守事項

甲は派遣した学生に対し、次の事項を遵守させるものとする。

- (1) インターンシップ実施期間中は乙の指示に従うこと。
- (2) 乙の機密を遵守し、他に漏洩しないこと。
- (3) 乙の名誉を毀損するような行為は行わないこと。
- (4) 乙の営む事業を妨害するような行為は行わないこと。
- (5) 乙に対し、誓約書又はそれに準ずるものを提出させること。

8 保 険

甲はインターンシップを行う学生を次に掲げる保険に加入させなければならない。

- (1) 学生教育研究災害傷害保険
- (2) 学研災付帯賠償責任保険

9 損害賠償

学生が故意または過失により乙に損害を与えた場合には、甲が誠意を持ってこれを処理する。

10 協 議

この実施要項に定めがない事項及び本要項に関して生じた疑義・トラブルへの対応等については、その都度、甲と乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

参加申込みをする場合は、上記実施要項に承諾したものとする。

インターンシップ事業 実施要項（連携大学等以外の学生の場合）

本文は北九州商工会議所が開催するインターンシップ事業に参加する学生（以下「甲」という。）および受入企業（以下「乙」という。）の、インターンシップ（キャリア教育等を含む）実施に関する実施要項とする。

1 目的

本事業は、甲の地元企業への理解を深め、キャリア形成および職業観の醸成を支援することを目的とする。

2 期間

期間は、インターンシップ実施期間（乙が行う実習の開始日から終了日まで）とする。

3 実習条件等

- (1) 甲は、乙に対し、インターンシップ参加に必要な自身の情報を提供するものとする。
- (2) 甲が乙の指示に違反する行為があった場合は、直ちに実習を中止する。
- (3) 甲は、自身の安全及び健康管理に十分留意するものとする。
- (4) 実習中に事故が発生した場合、乙の故意・過失に基づくものでない限り乙は免責されるものとする。
- (5) 通勤途中の事故、災害については、乙の責に帰さない。
- (6) 通勤に要する費用、食費等については、特段の定めがない限り乙は負担しない。

4 個人情報の取扱い

乙は、個人情報保護法および関係法令を遵守し、取得する甲の個人情報について、インターンシップの実施および運営に必要な範囲でのみ利用するとともに、担当者以外が閲覧することがないように適切に管理・廃棄しなければならない。

5 ハラスメントの防止

乙は、甲が安心してインターンシップに参加できるよう、教育的配慮と良識をもって学生に接するとともに、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、学生が不快または不安を感じる一切のハラスメント行為を行ってはならない。

6 私的連絡の禁止

乙から学生への連絡については、企業が定める方法に限定するとともに、乙は学生に対し、インターンシップの実施に無関係な連絡を行ってはならない。

7 遵守事項

- (1) インターンシップ実施期間中は乙の指示に従うこと。
- (2) 乙の機密を遵守し、他に漏洩しないこと。
- (3) 乙の名誉を毀損するような行為は行わないこと。
- (4) 乙の営む事業を妨害するような行為は行わないこと。
- (5) 乙に対し、誓約書又はそれに準ずるものを提出すること。

8 保険

甲は、インターンシップ参加にあたり、次に掲げる保険へ加入していることを、在籍する学校に確認し、未加入等の場合は必要な保険に加入するものとする。

- (1) 学生教育研究災害傷害保険
- (2) 学研災付帯賠償責任保険

9 損害賠償

甲が故意または過失により乙に損害を与えた場合には、甲が誠意を持ってこれを処理する。

10 協議

この実施要項に定めがない事項及び本要項に関して生じた疑義・トラブルへの対応等については、その都度、甲と乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

参加申込みをする場合は、上記実施要項に承諾したものとする。